

【論文】

アメリカのロースクールにおける専門職性をめぐる議論
ープロボノ導入の観点からー

種村 文孝

Discussion on Professionalism in American Law School;
Introducing of Pro Bono

TANEMURA, Fumitaka

1 はじめに

本稿は、アメリカのロースクールにおいて法律専門職の育成がいかに行なわれているかを明らかにし、法律専門職養成における現代的課題と可能性を検討するものである。その際に、1960 年代以降にアメリカの法律専門職に求められるようになってきたプロボノの理念と活動に注目し、なぜプロボノ導入が議論され、専門職性にいかなる影響を与えるものなのかを考察する。

プロボノ¹とは、「公共善のために」を意味するラテン語の *Pro Bono Publico* を語源とし、無償で専門性の高い社会貢献活動を行うという理念、専門性を活かした社会貢献活動、社会貢献活動を行う者まで含む多義的な概念である。そのプロボノの端緒は、1983 年にアメリカ法曹協会が職務規範 (*ABA Model Rules of Profession Conduct*) を採択し、法律専門職が目指すべき職業理念として掲げ、全米の弁護士に年間 50 時間以上のプロボノ活動を奨励したことによる。社会正義が実現されていない現状を顧み、法律専門職のあり方を模索してのことであつた。

古典的な専門職²である医師や法曹は、プロフェッションとしての権威と特権が与えられてきたが、現代社会においてはそれらが再検討されている。フリードソンは『医療と専門家支配』の中で、専門家がクライアントに患者役割期待を持たせて支配構造を生みだしてきたことを批判し、従来の専門職性を見直しを行なっている³。ショーンは、実践者が行為の中の省察 (*reflection-in-action*) と行為についての省察 (*reflection-on-action*) を行ない、状況のもつ不確実性や不安定さ、独自性、状況における価値観の葛藤に対処できる省察的実践者のあり方を指摘している⁴。クライアントと自身の関係性や関わりも考慮し、複雑化する問題に対処することができる専門職のあり方が模索されている。それに伴い、特に法曹においては、一部の特権階級やエリートによる支配ではなく、様々な立場や経験を有する者が資格を獲得できるように間口を広げる試みをしてきた。人種や性別に関わらず多様な者を受け入れるようにロースクールも見直されてきた。

そして、従来のロースクールの教育内容も再検討されてきた。アメリカのロースクール

ではソクラテスメソッドによる、教員と学生の1対1の問答による法的思考の育成が中心であったが、法律専門職に求められるコンピテンシーの見直しがされ、それに基づく実践的な教育がなされるようになっていく。クリニックやプロボノ活動などの臨床法学教育が導入され、専門職性の育成が模索されている。

1990年以降、日本でも司法改革が進められ、法律専門職のあり方と養成が見直されてきた。そして2004年にロースクールが導入された。日本の構想の元になったアメリカのロースクールにおいて、法律専門職の専門職性がどのように議論され、なぜプロボノ導入が検討され、いかなる養成がなされているかを明らかにすることは、日本の法律専門職養成にも示唆を与えるものであると考えられる。

これまでアメリカのロースクールの教育やそれを取り巻く状況に注目した研究としては、ブライアン・タマナハの『アメリカ・ロースクールの凋落』が挙げられる。少人数教育の導入をロースクールが目指し、運営に関する費用が高騰する中で、学費も高くなり、法律専門職やロースクールの魅力が弱まっている状況を指摘している⁵。しかし、プロボノの導入と専門職性の育成について具体的なプログラムに触れながら言及まではされていない。また、アメリカのプロボノの理念や取り組みについては、Deborah L. Rhodeによる研究が詳しい⁶。しかし、ロースクールにおける法律専門職養成の改革やコンピテンシーと関わらせて、プロボノ導入が与えた影響を検討することはほとんどされていない。そこで、本稿においては、アメリカのプロボノ導入の経緯及び実際のロースクールの取り組みを踏まえながら、専門職養成に与える影響を考察することとする。

2. アメリカ法曹協会によるプロボノ理念導入の経緯

アメリカ法曹協会は、1983年に法律専門職が目指すべき理念としてプロボノを掲げた。ここではアメリカ法曹協会がプロボノを掲げるようになった経緯を整理しながら、現代の法律専門職に求められる専門職性について検討する。

アメリカの法律専門職の人口は、約941,000人を超え、国民約290人あたりに1人は存在する。これは、日本の法律専門職が約20,000人で、国民6,300人あたりに1人という割合を大きく上回る数である⁷。世界の中でも最も法律専門職が多い同国であるが、その法律専門職人口は第二次世界大戦以降に爆発的に増加した。当時のロースクールが帰還兵のために定員を2倍にし、短期プログラムを提供したことと、1960年代以降にビジネス・コミュニティからの増大した需要に対応してロースクールの増加と定員増がなされたことが主な原因として挙げられる⁸。環境、労働安全衛生、差別と個人の権利、ヘルスケアとメンタルヘルスケア、バイオテクノロジー、ITなどのビジネス領域において、新たに仕事の依頼が増え、経済活動が活発化してきているのが現状である。

歴史的に、アメリカの弁護士は独立したプロフェッションであり、他者によって雇用されることはなかった。弁護士は私人である依頼者が必要とする法的サービスならば何でも対応する働き方が中心であった⁹。それが1950年代中期から、多くの弁護士がローファームに移り、都会に大規模ローファームが誕生し、単独開業弁護士の割合が著しく減少することになる。都会の大規模ローファームは、主に企業からの依頼に応える大規模サービスを展開し、個人の代理よりも多額の報酬を得られるためにますます発展してきた。

大規模ローファームの発展が、ビジネス・コミュニティのニーズに対応する形でなされており、個人依頼者の法的サービスが軽視される傾向は加速しているが、それ以前からも貧困者への法的サービスの提供は、アメリカにおける長年の課題であり続けてきた。弁護士責任規範においても、「我々の社会のすべての者が、廉直で有能な弁護士による独立したプロフェッショナルなサービスに対して、容易にアクセスを有するべきである」と定められている。古くは、1876 年から貧困者に対して法律扶助を提供する組織的努力が行なわれ、1893 年から貧困な被告人に弁護士を付与することを要求する公設弁護人運動が始められたが、これらの取り組みは遅々として拡大しなかった¹⁰。

弁護士へのアクセスを保障することは、弁護士のプロフェッションとしての責任の基本的信念でありながらも、公益的な活動に従事する法律専門職の発展は、1960 年代になるまで生じなかったのである。1960 年代は、貧困者のための法的サービスに関して、生産的な時代であったとされるが¹¹、法律プロフェッションのあり方と、弁護士を雇うことができない者への法的サービスが適切かという批判が人々からなされた時期である。それは、国家政策が、貧困の悪循環を破ることができない者達に焦点をあてた時期とも重なる¹²。1960 年代以降には、法律扶助事務所の増加、弁護士紹介制度の開始、低額な料金で法的支援を行なう法律クリニックの増加、無償で公的なサービスを提供するプロボノ活動の増加がみられるようになる。

大規模ローファームの台頭が進み法律専門職の数は増えるものの、低所得者や貧困者への支援という社会正義の実現が置き去りにされてきた中で、プロボノ理念とプロボノ活動が注目されるようになり、法律専門職のあり方をめぐる議論の末、1983 年に職務規範に位置づけられたのである。プロボノ活動の位置づけにあたっては当初は、法律専門職の義務として位置づけられることが検討されたが、内部の反対により、推奨という位置づけにされることとなった。それは義務化すると負担が大きすぎるという反対が主なものである。多様化する法律専門職の専門職性として、社会正義の実現やプロボノが求められているが、それをどこまで求めるのか、またどのようにそのような理念や態度を育成するのかは今日でも模索が続けられている。

3. ロースクールで求められる専門職性の育成

法律専門職のあり方や職務規範が再検討されるのと同時に、法律専門職養成も再検討されてきた。従来のロースクールにおける養成が適切なのか、現代社会に求められる法律専門職を育成できているのかという問い直しである。従来のロースクールでは、ソクラテスメソッドを中心とする教員と学生の間答による法的思考の育成が中心であったが、それに対する批判がなされるようになる。ソクラテスメソッドによって、①議論への勝利、相手を打ち負かすことに焦点があてられた思考が育成されている、②他者と協調し、じっくり物事を思考する傾向にある学生が脱落する、③授業への参加がトラウマになる、④女子学生やマイノリティの学生が不利益を被る、⑤実務に直結する法的技能と価値観の育成につながっていないという批判が主なものである。

そこで 1992 年にアメリカ法曹協会の法学教育・法曹資格付与部会がロースクールとプロフェッションに関する特別委員会による報告書『法学教育とプロフェッションの成長—

『継続的教育過程』¹³を公表する。本報告書は、特別委員長のロバート・マクレイト弁護士の名から、通称「マクレイト・レポート」と呼ばれている。「マクレイト・レポート」は、法律専門職に求められるコンピテンシーとして 10 の基本的技能と 4 つの基本的価値観を明示し、その後のアメリカの法学教育の方向性に大きな影響を与えたものである（図 1）。

図1 分析された技能および価値観の概観モデル
（『法学教育改革とプロフェッション ―アメリカ法曹協会マクレイト・レポート―』を参照して筆者作成）

技能 1 問題解決	技能 2 法的分析スキルと法的推論	技能 3 法情報調査	技能 4 事実調査	技能 5 コミュニケーション	技能 6 カウンセリング	技能 7 交渉	技能 8 訴訟および裁判外紛争処理手続	技能 9 法律業務の組織化と経営	技能 10 倫理上のディレンマの認識と解決
価値観1 適切な代理活動の提供									
価値観2 正義、公平、および道徳性を促進するために努力すること									
価値観3 プロフェッションを向上させるために努力すること									
価値観4 プロフェッショナルとしての自己開発									

「法律家のように考える」ことがローヤリング技能として重視され、技能 1～技能 10 まで整理された。また、法律専門職に求められる価値観として、価値観 1～価値観 4 まで挙げられ、価値観 2 の正義、公平、および道徳性を促進するために努力することとしてプロボノ理念が挙げられプロボノ活動が推奨されている。

マクレイト・レポートでは、これらの技能と価値観の育成において臨床法学教育を推奨していることも特筆すべき点であろう。医師養成においては病院における実習を通して、専門職としての技能と価値観を育成するのに対し、法律専門職の養成においてはそのような実習がされてこなかったことを課題としたのである。そして、ロースクールにクリニックとして法律相談所を設置し、実務経験のある教員の監督下で技能と価値観の育成を行なうことが推奨されたのである。

これまでのソクラテスメソッド中心の養成から、法律専門職に求められる専門職性を明確にし、臨床法学教育の導入に焦点をあてたことでマクレイト・レポートは評価されるも

のであるが、批判もなされている。クリニックの設置及び臨床法学教育の導入は、少人数を対象とする教育にならざるを得ず費用が高騰するというものが代表的なものである。教員の採用と配置に費用がかかり、多数の学生を受け入れることもできないため、学費の高騰につながる。そして、学費の高騰により、ロースクール時代に多額の奨学金を借りるなどの借金を抱え、就職する際には、給料のよい大規模ローファームに就職せざるを得ない状況につながりやすいという課題が残る。入学時には社会正義実現を目指していた学生も、多額の借金に苦しみ、当初の志を捨てて大規模ローファームに就職せざるを得ない状況にもつながっているという指摘もされている。また、「法律家のように考える」ことに焦点を当てたローヤリング技能の育成は、既存の法を批判的に検討する力を育成しないという批判もなされている。既存の社会秩序、法律専門職のあり方を無批判に受け入れる学生を再生産するだけではないかという問題も提起されている。無批判に実務能力を教育することがロースクールに求められているのか、本当に社会正義実現や法律専門職としての価値観を育成できるのかは大きな課題である。

4. ロースクールにおけるプロボノ活動の位置づけ

マクレイト・レポートが公表されてから、ロースクールでは提示された法律専門職のコンピテンシーの育成にいかに取り組んでいるかを検討する。専門職性として掲げられた技能及び価値観の育成について、臨床法学教育として何がなされ、プロボノ活動がどのように導入されているのかを整理する。ここでは、アメリカにおいて主要なロースクールでもあり、多くの法律専門職を育てているハーバードロースクールに注目する。

ハーバードロースクールでは、クリニック及びプロボノ活動として様々なプログラムを提供している。その目的は、①メンタリングや模倣を通じて個人の技能を伸ばし、法を実践すること②実生活の事例やプロジェクトと関わることで、地域及び国際社会における正義へのアクセスを促進させること、③プロボノ活動への生涯にわたる関わりを触発させることとされている¹⁴。2016年の時点では、26のクリニックが用意され、学生には卒業までに50時間のプロボノ活動が要求されており、75%の学生がクリニックでの活動に関与している¹⁵。2014年以前の学生は要求されるプロボノ活動は40時間であったが、2015年以降の学生は50時間のプロボノ活動が義務付けられており、卒業要件にまで含まれている。

ハーバードロースクールで提供されている活動の多くはクリニックによる法律相談であるが、学生が組織する11のプロボノ活動も存在する(表1)。これらのプロボノ活動は、2年生及び3年生が中心になって運営されているもので、1年生から参加することができる。単位は認定されないが、卒業までに求められている50時間のプロボノ活動には含めることができる。

種村：アメリカのロースクールにおける専門職性をめぐる議論

表1 ハーバードロースクールのプロボノ活動
(ハーバードロースクールのwebサイトを参照して筆者作成)

名称	活動内容
1 ハーバード弁護者 (Harvard Defenders)	刑事事件において低所得者の被告人の代理活動が無償で提供する活動である。書記官によるヒアリング前に、被告人が質の高い弁護を受けられるように、事件の概要をヒアリングする活動を行なう。
2 ハーバード入国管理プロジェクト (Harvard Immigration Project)	中東からの難民や亡命者の代理活動、国外退去手続きにあった個人の代理活動、身分の調整や家族支援などの入国管理サービス、政策分析や提言活動を行なう。
3 ハーバードロー起業家精神プロジェクト (Harvard Law Entrepreneurship Project)	ハーバード大学及びマサチューセッツ工科大学での起業家のために法的調査とアドバイスを実施し、経営、投資家への説明、大学や政府の規則に関する情報提供を行なう。
4 ハーバード調停プログラム (Harvard Mediation Program)	裁判外紛争解決手続(ADR)として調停を行なう。
5 ハーバード拘置所法的支援プロジェクト (Harvard Prison Legal Assistance Project)	マサチューセッツ拘置所の収容者の代理活動を行う。拘置所の規則に違反したとされる収容者の代理として、懲戒審理で議論を行なう。
6 ハーバードロースクール人権擁護 (Harvard Law School Student Advocates for Human Rights)	人権擁護を推進する組織と提携したりイベントを通して、提言を行なう。
7 HLSミシシッピデルタプロジェクト (HLS Mississippi Delta Project)	ミシシッピ州の学校における食糧政策についての提言活動、児童基金の設立、経済開発の支援を行なう。
8 ハーバードロースクール交渉人 (Harvard Law School Negotiators)	実生活における論争の解決や交渉に関与する活動である。
9 退去者保護プロジェクト (Project No One leaves)	抵当権を失った不動産に住む市民が自宅やコミュニティを守れるように、組織化や法教育を通して支援する。
10 レコーディングアーティストプロジェクト (Recording Artists Project)	ミュージシャンの著作権保護など、アーティストの法的問題に関する支援を行なう。
11 居住者擁護プロジェクト (Tenant Advocacy Project)	公共住宅や補助住宅の居住者や申請者の代理活動を行なう。

これらのプロボノ活動は、すべて実務資格を有する法律専門職の監督下で行なわれており、クリニックによる無償の法律相談活動とは別に位置づけられている。クリニックでの活動が弁護士の実務に近い活動になるのに対し、学生が主導するプロボノ活動では様々な領域の活動が行なわれているのが特徴的である。ハーバード拘置所法的支援プログラムでは、拘置所の収容者のための代弁活動を行うことが含まれている。また、ハーバードロースクール人権擁護の活動では、様々な組織と連携して人権擁護の活動を行い、広く社会正義の実現に貢献するものである。学生の時から、社会の問題に関わり、法律専門職の元で実務に関する経験を積むことができる機会となっているといえる。マクレイト・レポートによって、法律専門職に求められる技能と価値観が整理され、実践的な教育がロースクールにおいて志向されてきた。そして、これらのクリニック及びプロボノ活動が、法律専門職の実務経験を有する教員のもとで指導されているのである。

5. 法律専門職の価値観育成における限界 ーロースクールの課題と可能性ー

法律専門職養成では、現代的課題としてプロフェッショナリズムが問われてきた。大手の法律事務所が台頭し、ビジネスコミュニティのニーズに合わせた仕事が発展する中で、個人の代弁者ではなくなりつつある実態がある。その中でも、社会正義の実現を目指すことは主要な課題としてあり続け、マクレイト・レポートでも、コンピテンシーの中に4つ

の価値観が位置づけられてきた。ロースクールでも臨床法学教育のプログラムが導入されているが、果たしてこのような価値観を教えることがどこまで可能なのかについて、その課題と可能性を考察したい。

ロースクールで法律専門職としての価値観として、社会正義を教えることについては、教員側からも学生側からも否定的な意見が挙げられている。そのような正義や倫理観については、①個人に押しつけるべきものではない、②幼少期に学ぶものであり大学生に教えることはできないという批判が主要なものである。マクレイト・レポートにおいて、法律専門職に求められるコンピテンシーとして、価値観 1 から価値観 4 まだが定められているが、価値観 2 の正義、公平、および道徳性を促進するために努力することの内容が指している正義とは何か、公平とは何か、道徳性とは何かについては、ロースクールの教員及び学生の中でも意見が一致しているとはいえない。正義、公平、道徳性といった価値観は、個々人が考えて育んでいくものなのであり、これが正義であると教え込むことはできないものである。正義や倫理観を大学生に押しつけることはできない、教え込むことはできないと批判は、当然ともいえる側面をもっている。講義などで教授するものではなく、学生が自ら考えられる機会を提供する必要があるといえる。

ロースクールにおけるプロボノ活動は、実務家教員の元で実際の活動を通して行なわれており、学生が法律専門職や市民と接する経験から学ぶ機会となっている。クリニックの活動は、法律事務所と同様の相談対応を通して、依頼者がどのような悩みや課題を抱えているかを知り、彼らのために何ができるかを知る機会となる。また、プロボノ活動を通しては、収容者、移民、アーティストなど、社会の中で問題を抱えている人たちと接し、自分たちや法に何ができるかを考える機会となる。このように社会の問題と向き合い、法律専門職と対話を通して、どのように考え、どのように対処していったらよいのかを考え、法律専門職のあり方についても省察する機会となるのである。法律専門職としての仕事を始める前に、このような多様なプロボノ活動に参加する機会があることが重要であると考ええる。大手の法律事務所で働く弁護士が増えてきている一方、法律専門職の仕事は様々なフィールドで求められていることを知る機会になるためである。そのため、卒業要件として 50 時間のプロボノ活動を義務付け、様々な社会問題に触れ、法律専門職としての価値観を考える機会にしていることは評価できる。

一方で、義務として行なわれる活動で、プロボノの理念が本当に育成されるのかは疑問が残るところでもある。卒業に必要なだからと行なわれるような活動では、形だけすます、ただ時間だけ消化するといった無責任な学生がいらないとも限らない。実際に市民や社会的弱者を相手にサービス提供を行なうわけであり、専門性も求められる責任のある活動である。正義など教えられるものではない、価値観など押しつけられたくないという学生に対して、プロボノ活動に義務的に参加させれば価値観を育成できるというのは安易である。臨床法学教育としてのクリニック及びプロボノ活動はまだ発展途上ではあるが、多様なあり方がみられる現代の法律専門職に適した価値観の育成においては、課題を残しているといえるだろう。

6. おわりに

日本でもアメリカのロースクールを参考にして、臨床法学教育が導入されてきている。「社会における医師」を目指して司法改革が進められてきたが、アメリカのロースクールが抱えている課題を乗り越えられているとはいえないだろう。司法界においては、経済界からの要請によって市場競争が激化する中で、広告の解禁も進み、法律専門職を取り巻く環境が変化してきている。アメリカのロースクールにおいては、過去10年でロースクールの授業料が2倍以上に高騰しているが、その背景には大手法律事務所の採用競争が激化し、ロースクールランキングの上位校から学生を採用する流れが加速していることが挙げられる。ロースクールランキングでは、教員の研究成果、教員1人あたりの学生数、学生の成績などが元にされており、優秀な教員の獲得及び、臨床法学教員の採用なども進み、授業料の高騰につながっている。結果として、資金に余裕のない学生は法律専門職の道を諦めなければならない事態にもつながっており、多様な立場の法律専門職の育成は費用面から限界を迎えている。クリニック及びプロボノ活動の推進がなされる一方で、学生が経済的な理由から社会正義を実現する法律専門職になることを諦めなければならないことも課題として指摘される。

日本の法律専門職養成においては、修習制度において手厚い実務修習が行なわれてきた。裁判官、検察官、弁護士の法律専門職の仕事に触れながら、技能及び態度の育成がなされてきたといえる。しかし、ロースクールが導入され、司法試験の見直しが行なわれたとはいえ、いまだに司法試験の果たす役割は大きく、学生は試験勉強に向き合わざるを得ないという現状がある。学生の頃から広く社会の問題に触れ、法律専門職としての技能や価値観を育成する機会は日本においても求められているといえる。

<参考文献>

- アメリカ法曹協会『法学教育改革とプロフェッション ―アメリカ法曹協会マクレイト・レポート』宮澤節生、大坂恵里訳、三省堂、2003
- ブライアン・タマナハ『アメリカ・ロースクールの凋落』樋口和彦、大河原眞美訳、花伝社、2013
- Deborah L. Rhode, *In the Interests of Justice : Reforming the Legal Profession*, Oxford University Press, 2000
- Deborah L. Rhode, *Public Service and the Professions: PRO BONO in PRINCIPLE and in PRACTICE*, Stanford University Press, 2005
- エリオット・フリードソン『医療と専門化支配』進藤雄三、宝月誠訳、恒星社厚生閣、1992
- 川嶋四郎『アメリカ・ロースクール教育論考』弘文堂、2009
- 宮川成雄編著『法科大学院と臨床法学教育』成文堂、2003
- Nelson P. Miller, *BUILDING YOUR PRACTICE EITHER PRO BONO FOR LAWYERS*, American Bar Association, 2013
- 日弁連法務研究財団編『法科大学院における教育方法』商事法務、2003
- 日弁連司法改革実現本部『司法改革 ―市民のための司法をめざして』日本評論社、2005
- 日本弁護士連合会法科大学院センターローヤリング研究会『法科大学院におけるローヤリ

ング教育の理論と実践』民事法研究会、2013

ウィリアム・M・サリバン、アン・コルビィ、ジュディス・ウェルチ・ウェグナー、ロイド・ボンド、リー・S・シュールマン『アメリカの法曹教育』柏木昇、伊藤壽英、藤本亮、坂本力也、田中誠一訳、中央大学出版部、2013

¹ プロボノの多義性については、ボランティアが理念、活動、実践者まで意味するのと同様である。そこで本稿では、プロボノの理念に焦点を当てる際にプロボノ理念、具体的な実践に焦点を当てる際にはプロボノ活動という語を区別して用いる。

² 医師、法曹、聖職者が古典的な専門職として挙げられる。

³ エリオット・フリードソン『医療と専門化支配』進藤雄三、宝月誠訳、恒星社厚生閣、1992。

⁴ ドナルド・A・ショーン『省察の実践とは何かープロフェッショナルの行動と思考』柳沢昌一、三輪建二訳、鳳書房、2007。

⁵ ブライアン・タマナハ『アメリカ・ロースクールの凋落』樋口和彦、大河原眞美訳、花伝社、2013。

⁶ Deborah L. Rhode, *In the Interests of Justice: Reforming the Legal Profession*, Oxford University Press, 2000 及び Deborah L. Rhode, *Public Service and the Professions: PRO BONO in PRINCIPLE and in PRACTICE*, Stanford University Press, 2005 などが詳しい。

⁷ 法曹人口(1997)については、日本が約 20,000 人<法曹 1 人当たりの国民の数は約 6,300 人>、アメリカが約 941,000 人<同約 290 人>、イギリスが約 83,000 人<同約 710 人>、ドイツが約 111,000 人<同約 740 人>、フランスが約 36,000 人<同約 1,640 人>であり、年間の新規法曹資格取得者数については、アメリカが約 57,000 人<1996-1997>、イギリスが約 4,900 人<バリスター1996-1997、ソリシタ 1998>、ドイツが約 9,800 人<1998>、フランスが約 2,400 人<1997>である。「法曹人口に関する基礎的資料」

<http://www.moj.go.jp/content/000102262.pdf> (最終参照日、2018 年 1 月 31 日) より。

⁸ アメリカ法曹協会『法学教育改革とプロフェッションーアメリカ法曹協会マクレイト・レポート』宮澤節生、大坂恵里訳、三省堂、2003、pp.12-17

⁹ 1947 年時点で民間実務家であった者の約 74%が単独開業弁護士であり、98%以上が単独事務所か 9 人未満の弁護士が所属するローファームで働いている弁護士であったとされ、9 人以上の弁護士が所属するローファームで働いている弁護士は、民間実務に就いている者の 2%未満であったとされる。同上、pp.28-29

¹⁰ 同上、pp.48-49

¹¹ 同上、pp.48-49

¹² 同上、p.50

¹³ American Bar Association, Section of Legal Education and Admissions to the Bar, *Legal Education and Professional Development – An Educational Continuum, Report of the Task Force on Law Schools and the Profession: Narrowing the Gap*

¹⁴ ハーバードロースクールの web サイトより。<http://hls.harvard.edu/dept/clinical/> (最終参照日 2016 年 12 月 20 日)

¹⁵ ハーバードロースクールの web サイトより。<http://hls.harvard.edu/dept/clinical/> (最終参照日 2016 年 12 月 20 日)